（設計想定事象に係る第一種廃棄物埋設施設の保全に関する措置）

第五十八条の二　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、設計想定事象に関して、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところ（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものにあっては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる第一種廃棄物埋設施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一　設計想定事象に係る第一種廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画（第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所における火災に係る次に掲げる事項を含む。）を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従って必要な活動を行わせること。

イ　第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所における可燃物の管理に関すること。

ロ　消防吏員への通報に関すること。

ハ　消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

二　設計想定事象の発生時における第一種廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に実施すること。

三　設計想定事象の発生時における第一種廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四　前三号に掲げるもののほか、設計想定事象の発生時における第一種廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

（廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の操作）

第五十九条　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の操作に関する措置を講じなければならない。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一　廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の操作に必要な知識を有する者に行わせること。

二　廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の通常の操作（廃棄物埋設地の附属施設において計画的に行われる操作をいう。）を行うために必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

イ　操作の開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項

ロ　操作員その他の従業者が廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ　警報の発報その他の異状があった場合に操作員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項

三　非常の場合に講ずべき処置を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

［号を削る。］

四　試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。

五　［略］

［条を加える。］

（廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の操作）

第五十九条　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の操作に関する措置を採らなければならない。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

［号を加える。］

一　操作開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作停止後に確認すべき事項を定め、これを操作員に守らせること。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

二　非常の場合に採るべき処置を定め、これを操作員に守らせること。

三　換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。

四　試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に採るべき処置等を確認の上これを行わせること。

五　［同上］